令和5年8月25日

江府町訓令第14号

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業補助金交付要綱

(趣旨)

1. この要綱は、江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（令和5年江府町条例第12号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する江府町地域優良賃貸住宅（以下「地優賃住宅」という。）の入居者の居住の安定を図るため、入居者からの依頼に基づき家賃の低廉化を行う場合、予算の範囲内において補助金を交付するため、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

1. この要綱における用語の意義は、条例及び江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（令和5年江府町規則第13号。以下「規則」という。）の例による。
   1. 前項に掲げるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
      1. 供給計画　　地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年国住備第160号。以下「国制度要綱」という。）第３条第１項に規定する計画をいう。
      2. 所得　　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第4号に規定する所得をいう。

(補助金の交付対象者)

1. この補助金の交付対象となる入居者（以下「入居者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、所得が21万4千円（第9号又は第10号に該当するものにあっては25万9千円）を超えない者であり、かつ町税及び本町が設置する町営住宅における家賃等の滞納がないものとする。
   * 1. 条例第4条第1項第4号に規定する高齢者世帯であるもの
     2. 条例第4条第1項第5号に規定する障害者等世帯であるもの
     3. 同居者に小学校修了前の者があるもの
     4. 同居者に18歳未満の子どもが3人以上いるもの
     5. 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は同条第2項に該当するものであって、同居者に18歳未満の者がいるもの
     6. 災害被災者であるもの
     7. 密集市街地からの立ち退き等不良住宅の撤去等により住宅を失ったもの
     8. 公営住宅に係る入居収入基準の見直しに伴い、収入超過者となる公営住宅入居者（入居収入基準の見直し後の一定期間に限る。）
     9. 条例第4条第1項第2号に規定する子育て世帯（令和8年3月31日までに家賃の低廉化が開始されるものに限る。）
     10. 条例第4条第1項第3号に規定する新婚世帯（令和8年3月31日までに家賃の低廉化が開始されるものに限る。）
   1. 前項に規定するもののほか、所得が15万8千円を超えない者であり、かつ町税及び本町が設置する町営住宅における家賃等の滞納がないものを補助金の交付対象者とする。

(入居者の所得の算定)

1. 入居者の所得の算定は、原則として前年の所得により行うものとする。ただし、継続して補助金の交付申請をする場合で、同居親族の増加等により前条各項に規定する所得以下となる場合は、現在の所得をもって算定することができる。

(補助金の交付期間)

1. 補助金の交付期間は、当該年度における入居月数（申請した日が月の初日でない場合は申請した日の属する月を除き、退去した日（規則第14条第2項に規定する承継の承認がなされた場合においては承継した日）が月の末日でない場合は退去した日の属する月を除く。）とする。
   1. 交付対象者が第3条第1項第3号及び第6号から第9号までに該当するものにあっては、家賃低廉化対象額の算定対象とする期間は6年以内とし、第3条第1項第10号に該当するものにあっては、家賃低廉化対象額の算定対象とする期間は3年以内とする。
   2. 前2項の規定にかかわらず、本要綱が廃止された月（廃止された日が月の末日でない場合は当該日の属する月を除く。）までを交付期間とする。

(補助金の額)

1. 補助金の額は、入居者との契約家賃額から公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の方法により算定した家賃を控除した額とし、4万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

1. 補助金の交付申請をしようとする者は、条例第6条第2項に規定する入居の決定後、補助金を受けようとする期間が始まるまでに、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
   1. 継続して補助金の交付申請をしようとする者にあっては、毎年6月1日から6月20日までに、前項に規定する申請書に入居者及び同居者全員の当該年度の所得課税証明書又はその他所得を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

1. 町長は、前条の規定による申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。
   1. 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金交付決定者に通知するものとし、適当と認められない場合にあっては、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金不交付定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
   2. 町長は、前項の交付決定に際して、本補助金の目的を達するために必要な条件を付することができる。

（補助金の交付方法）

1. 前条第2項の規定により交付決定を受けた者は、入居者との契約家賃額から交付決定額を差し引いた額を毎月納付することにより、町は当該補助金を交付したものとする。

（着手届等）

1. 交付規則第13条に規定する着手届については、第5条に規定する交付期間における最初の月の家賃を納付したことをもって届け出されたものとみなす。
   1. 交付規則第14条に規定する完了届については、第5条に規定する交付期間における最終月の家賃を納付したことをもって届け出されたものとみなし、交付規則第18条に規定する実績報告についても同様とする。

(異動の届出)

1. 第8条第2項の規定により交付決定を受けた者は、同居者に転出等の異動による変動があった場合は、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金異動届（様式第4号）により、町長に届け出なければならない。
   1. 同居者が増えることによる異動の届け出である場合は、前項に規定する異動届に新たに同居する者の所得課税証明書その他所得を証する書類を添えて提出しなければならない。
   2. 町長は、前2項の規定による届け出を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金変更決定通知書（様式第5号）により届出者に通知するものとする。

(決定の取り消し及び補助金の返還)

1. 偽りその他の方法によって、第8条第2項の規定による交付決定を受けていたことが明らかになった場合は、町長は交付決定の全部または一部を取り消し、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業補助金交付決定取消及び補助金返還通知書（様式第6号）により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
   1. 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する交付期間において、正当な理由なく家賃を滞納し、督促等の通知がなされたにも関わらず1月を超えて支払いがなされない場合は、当該滞納がなされた月以降の交付決定を取り消し、第1項に規定する通知書（様式第6号）により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付終了）

1. 次の各号に掲げる場合は、当該事実が発生した日をもって補助金の交付が終了したものとみなす。なお、補助金の交付期間については第5条第1項の例により、退去日を当該事実が発生した日と読み替えるものとする。
   * 1. 入居者が死亡し、又は退去した場合
     2. 当該地域優良賃貸住宅の管理開始から20年が経過した場合。
     3. 町が当該地域優良賃貸住宅の用途廃止をした場合
     4. 国の地域優良賃貸住宅の家賃減額に係る補助金の交付措置が終了するに至った場合

(その他)

1. この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2　この要綱は、条例第3条第1項に規定する地域優良賃貸住宅が管理を開始してから20年間が経過したとき又は町が当該地域優良賃貸住宅の用途廃止をしたとき、もしくは国の地域優良賃貸住宅の家賃減額に係る補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

様式第1号(第7条関係)

年　　　　月　　　　日

江府町長　　　様

申請者 住　戸 　　 団地 号

氏　名

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金申請書

　　　　年度江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金の交付を受けたいので、本補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開始年月 | 年　　　　　月　から | |
| 補助対象区分  （いずれかに〇） |  | 高齢者世帯 |
|  | 障害者世帯 |
|  | 小学生以下同居 |
|  | 18歳未満が3人同居 |
|  | ひとり親世帯 |
|  | 災害被災者 |
|  | 立ち退き・不良住宅撤去による |
|  | 公営住宅収入超過者 |
|  | 子育て世帯 |
|  | 新婚世帯 |
|  | 月額所得15万８千円以下 |

（添付資料）

1. 入居者（同居者含む全員）の所得課税証明書又はその他所得を証明できる書類

様式第2号(第8条関係)

第　　　号

年　　　月　　　日

様

江府町長

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金交付決定通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで申請のありました標記補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付期間 | 年　７月　　から　　翌年　6月　まで | |
| 交付決定額 | 円 | |
| （算定内容） | 契約家賃額 | 円 |
| 公営住宅法  算定家賃額 | 円 |
| 納付家賃額 | 円 |

（注意事項）

* 同居者に異動があったときは、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金異動届（様式第4号）を町に提出すること。
* 交付期間において家賃を滞納した場合は、滞納した月以降の本交付決定を取り消します。
* 翌年度以降も引き続き補助金の交付を希望する場合は、翌年6月1日から6月20日までに、申請書（様式第1号）に当該年度の所得課税証明書又はその他所得を証する書類を添えて提出してください。

様式第3号(第8条関係)

第　　　号

年　　　月　　　日

様

江府町長

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金の交付については、不交付の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1. 不交付の理由

|  |
| --- |
|  |

様式第4号(第11条関係)

年　　　　月　　　　日

江府町長　　　様

申請者 住　戸 　　 団地 号

氏　名

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金異動届

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により交付決定を受けた標記補助金について、入居者に異動がありましたので届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異動者氏名 | 異動内容 | 異動年月日 |
|  | 出生・転入・転居・転出  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 年　　　月　　　日 |
|  | 出生・転入・転居・転出  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 年　　　月　　　日 |
|  | 出生・転入・転居・転出  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 年　　　月　　　日 |

（添付書類）

1. 異動により増員する場合は、異動者の所得課税証明書又はその他所得を証明できる書類（出生による場合を除く）

様式第5号(第11条関係)

第　　　号

年　　　月　　　日

様

江府町長

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業補助金変更決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで異動について届け出のあった標記補助金について、次のとおり変更を決定したので、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更開始年月 | 年　　　月　から |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 交付決定額 | 円 | 円 |
| 公営住宅法  算定家賃額 | 円 | 円 |
| 納付家賃額 | 円 | 円 |

様式第6号(第12条関係)

第　　　号

年　　　月　　　日

様

江府町長

江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業補助金交付決定取消及び補助金返還通知書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定をした標記補助金について、下記のとおり交付決定の一部（全部）取消しを決定したので、江府町地域優良賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取消期間 | 年　　　　　月　から　　年度末　まで |
| 取消理由 |  |
| 補助金返還 | あり　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円） |
| なし |